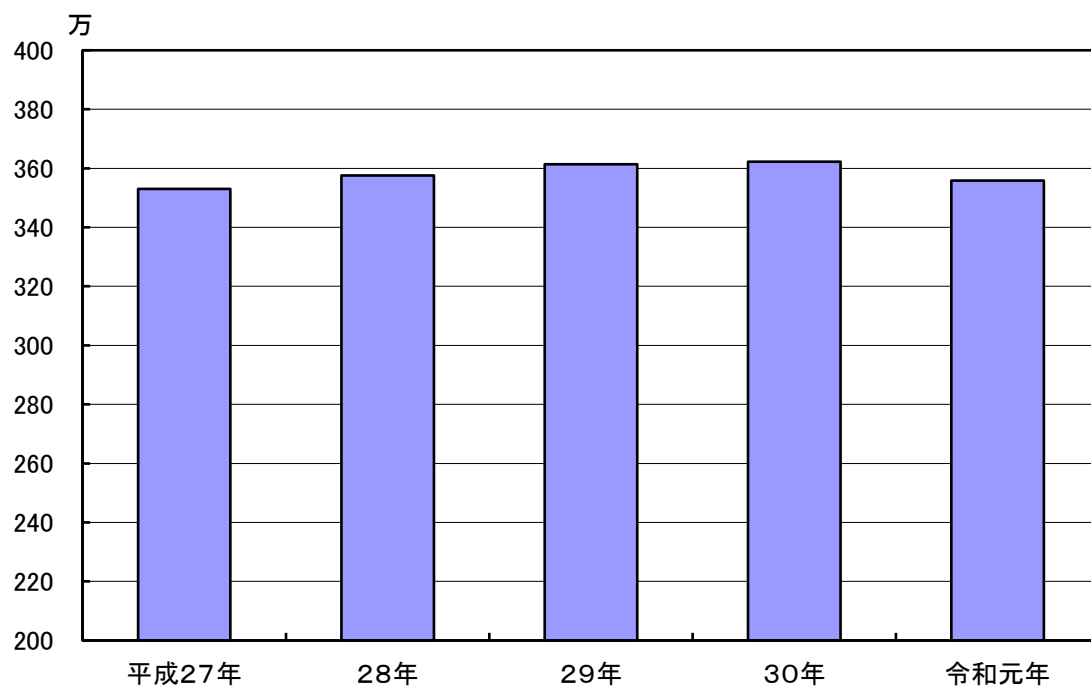


第1-2 全新受事件の最近5年間の推移【全裁判所】



(注)

- 1 全新受事件は、民事・行政事件、刑事事件等、家事事件及び少年事件の各事件の総数である。
- 2 民事・行政事件及び家事事件は件数、刑事事件等及び少年事件は人員である。
- 3 刑事事件等には医療観察事件を含む。
- 4 家事事件には高等裁判所が第一審として行う家事審判事件及び高等裁判所における家事調停事件を含む。